目指す未来4

すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う

こどもや若者を取り巻く状況

- 厚生労働省が実施した2022年国民生活基礎調査によると、我が国のこどもの相対的貧困率※は11.5%であり、若干の改善傾向が見られるものの、ひとり親世帯で見ると44.5%と、半数近くが困窮状態にあります。貧困により十分な食事が得られなかったり、学習の機会や様々な体験を制限され、進学を諦めざるを得ないなど、様々な困難を強いられることで、こどもの将来が閉ざされてしまう恐れがあります。また、こうした貧困が連鎖することで、格差が広がることが懸念されています。
- 児童相談所における虐待相談対応は、年々増加傾向にあります。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、様々な背景に寄り添った相談体制の確立や関係機関の一層の連携強化、こどもや親子の居場所の支援など、子育てに困難を抱える世帯に対する社会全体での包括的な支援が求められています。
- 厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」によれば、令和3年のひとり親家庭の世帯数は134.4万世帯となっており、その約9割は母子世帯となっています。就業状況については、母子世帯が86.3%、父子世帯が88.1%と大きな差はありませんが、就労形態を見ると、母子世帯は正規職員の割合が低く、パート・アルバイト等の割合が高くなっています。この差は世帯の平均年収にも現れ、母子世帯の年収は父子世帯に比べ、約半分となっている現状があります。こうした経済的な困難に加え、ひとりで育児をすることへの精神的な負担や、社会的な孤立など、ひとり親家庭が抱える課題はそのこどもの未来を左右することにもつながり、社会全体で解決していく必要があります。
- 障害のあるこどもや医療的なケアが必要とされるこどもなども、社会の一員として様々な経験をし、成長していく権利を持っています。そうしたこども達が、当たり前に社会へ参画していくことができるよう、地域の理解促進を図るとともに、すべてのこどもが多様な価値観を学ぶことで、共生社会を実現していくことが求められています。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、新型コロナウイルス感染症による一斉休校や教育活動の制限があった令和2年度を除き、増加傾向にあります。また、いじめの重大事態の件数も同様に増加傾向にあります。これはいじめ防止対策推進法によるいじめの定義や積極的認知が進んだ結果でもあり、早期の発見、解決が図られている一方で、SNS等のネット上のいじめなど、見えづらい事案も増加しており、より一層の対策が求められています。
- 「令和5年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によると、不登校児童生徒の数は増加しており、令和5年度には過去最多を更新しています。保護者の学校に対する意識の変化に加え、コロナ禍による生活環境の変化や制限によって交友関係を築くことが困難であったことなどが背景にあるとされています。
- 令和5年度に全国の小・中・高等学校から報告のあった児童生徒の自殺者数は397人となっています。児童生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべき状況であり、自殺リスクの早期把握や相談体制の強化、こどもの心身のケアなど、より一層の自殺対策の強化が必要となります。

※相対的貧困率…世帯所得が全世帯の中央値の半分未満である人の比率

目指す未来の実現に向けて

どんなこどもでも個性や多様性が尊重され、ありのままの自分を受け入れて自分を大切に思える環境を整えます。自身が置かれた環境によって、つらい思いをしたり、夢や希望を持てなくなったり、諦めたりすることがないように、周りの大人や社会がサポートできる体制を構築します。貧困や虐待、いじめなど、こどもの健全な成長を妨げるあらゆる要因について、それを減らし、無くすための不断の取組を続けていきます。

また、こども本人へのケアに合わせて、支援を必要とする家庭に対しても、その困難に陥っている原因が何かを把握し、状況に応じた生活支援や子育て支援、就労支援等が適切に展開できるよう、家庭に寄り添った相談体制を強化します。

こどもまんなか目標

指標	現状		目指す方向性
こどもの心理的な状態について (1)情緒(不安や抑うつ状態) (2)仲間関係 (3)向社会性 に関する調査のスコア※	情緒	3.51	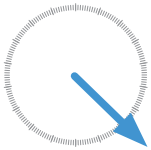
	仲間関係	2.36	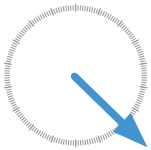
	向社会性	6.22	
悩んだり困ったときに相談できる相手先が複数ある児童・生徒の割合	67.4%		

※「強さと困難さアンケート(SDQ:Strengths and Difficulties Questionnaire)」の調査項目の中から設定。調査結果よりスコアを算出し、「情緒」「仲間関係」に関してはスコアが高いほど問題性が高く、「向社会性」についてはスコアが高いほど社会性が高い。

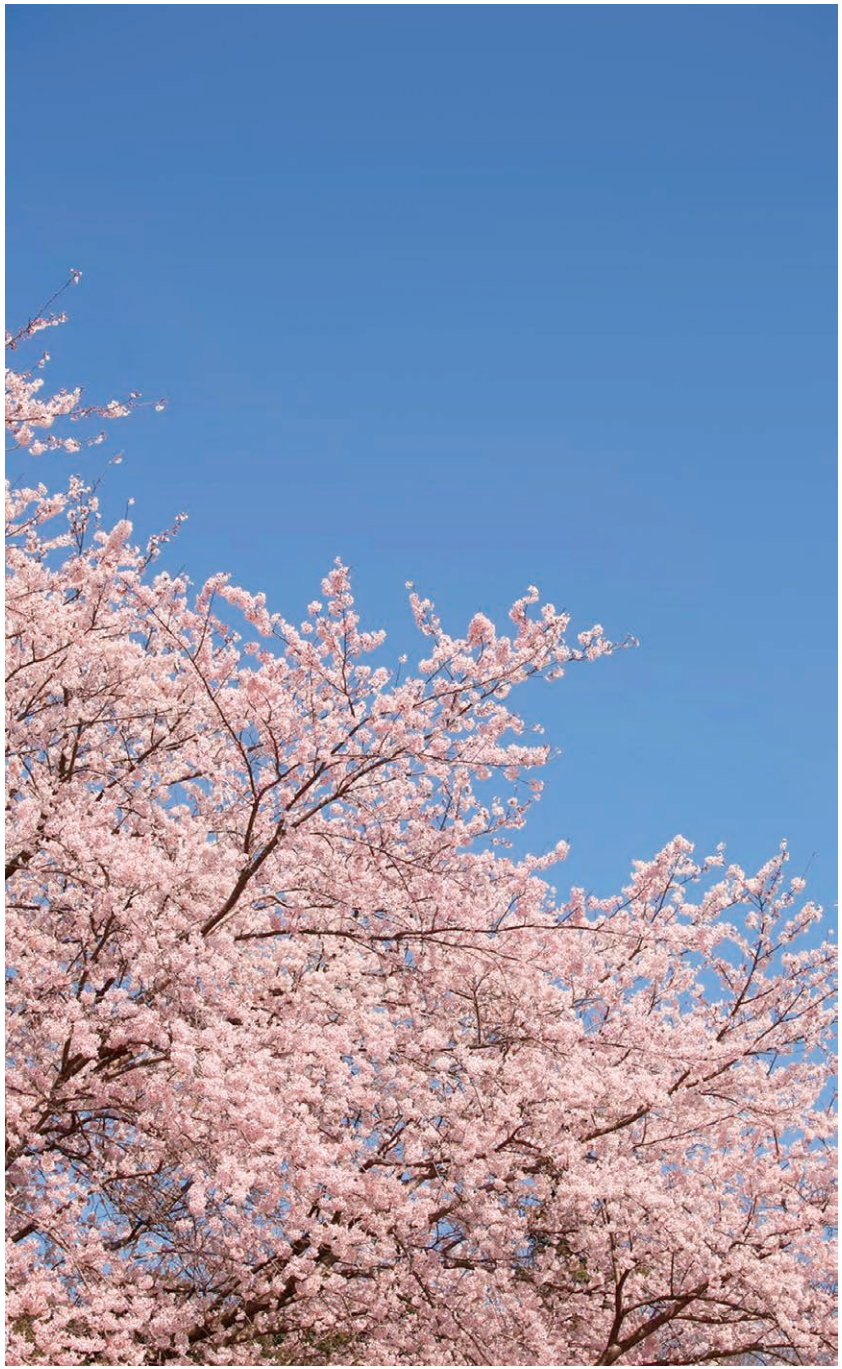

方向性 10
困難を抱える家庭へのケア

現状と課題

近年、社会的な意識の高まりによる虐待の相談・通報件数の増加や、関係機関による連携した早期発見、アウトリーチ型の支援が強化されてきたこともあり、虐待相談対応は増加傾向にあります。その背景には、不安定な経済状況がもたらす貧困問題、祖父母や親戚、近隣住民との関係の希薄化等により、子育て家庭が孤立してしまっているなどの理由があげられます。

また、市が実施した「こどもの生活実態調査」によると、国の調査による傾向と同様に、ひとり親家庭の保護者が厳しい経済状況に置かれており、精神的にも不安や無気力、自己肯定感が低い結果となっています。こうした要素はこども本人の安定した精神状態や、体験機会、学習意欲などにも負の影響を与えており、健全な発達、成長を阻害する要因となる可能性があります。

困難を抱える家庭の安定と回復を促すためには、個々の不安やストレス、苦しい思いに向き合い、多面的なアプローチが必要不可欠となります。誰にも相談できずに孤独に陥らないよう、相談事業をはじめ、経済支援や自立支援など様々な角度から支援していくことが重要です。

一人ひとりの状況にあわせ、丁寧に寄り添い、弱い立場や困難を抱えるこどもやその家族を誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

取組の方針

「こども家庭センター」を設置し、要保護児童、要支援児童、ヤングケアラー、発達に支援が必要な児童とその家族、妊産婦など、サポートが必要な対象者への相談支援等の充実に向けて、あらゆる子育て当事者が子育ての困難や不安と無縁ではないという認識の下、児童福祉と母子保健の両機能が一体となって連携を進めていきます。

また、ひとり親家庭へ向けた経済的自立への援助を通じて、生活意欲の向上と安定を図り、こどもの健やかな成長を促進することを目的として、各種資金の給付や貸付を行うことで、家庭の抱える課題の解消に繋げていきます。

こどもや若者の現在と将来が、生まれ育った家庭の環境によって左右され、貧困の連鎖等により将来が閉ざされることのないように、またすべてのこどもや若者が夢や希望をもって生きていくことができるように、困難を抱えた家庭に対してそれぞれの状況に応じた支援に取り組むことで、包括的な支援体制の強化へと結び付けていきます。

こどもまんなか指標

指標	現状(R5)	目標値(R11)
要保護児童対策地域協議会に登録ケース(要保護児童・要支援児童・特定妊婦)でケース終結に至った割合	69.3%	**70%**
サポートプランを作成した人数	6人	**60人**

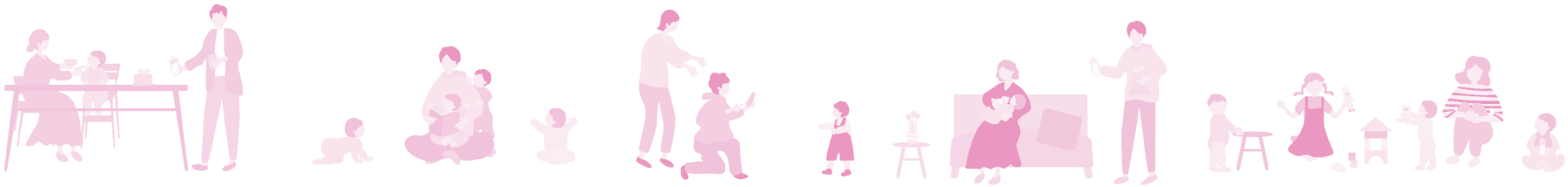

目指す未来4
すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う

個別の取組

主な取組56

こども大綱方針：1、3、4

SDGs：

事業所名	こども家庭センターの運営
事業内容	「児童福祉」・「母子保健」の両機能が連携・協働をし、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談支援を行います。
担当課	こども相談課
目指す成果	母子保健・児童福祉の両機能を組織として一体的に運営することにより、両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れのない相談支援体制を整備します。

主な取組57

こども大綱方針：1、2、3、4、6

SDGs：

事業所名	要保護児童対策地域協議会の運営
事業内容	虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等の早期発見並びに適切な保護及び支援のため、協議会の運営を通じて関係機関相互における連携を図ります。
担当課	こども相談課
目指す成果	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を提供すべく、要保護児童対策地域協議会に基づく定期的な連携会議の開催を維持継続し、関係機関の連携強化を図ります。

主な取組58

こども大綱方針：1、3、4

SDGs：

事業所名	高等職業訓練促進給付金等事業
事業内容	ひとり親家庭の父母が、就職に有利な看護師、保育士や介護福祉士等の資格取得を目指し修学する場合に、給付金を支給します。
担当課	こども政策課
目指す成果	ひとり親家庭の生活安定のため、国家資格等の取得を促進し、就職に結びつけ、自立を支援します。

主な取組59

こども大綱方針：1、3、4

SDGs：

事業所名	ひとり親家庭への経済的支援
事業内容	児童扶養手当の支給をはじめとして、貸付事業や割引等を通じて生活の安定と自立を助け、こどもの健やかな成長支援につなげます。
担当課	こども政策課
目指す成果	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と父母の自立促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ります。

主な取組60

こども大綱方針　1、3、4

SDGs

事業所名	就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給
事業内容	経済的理由で就学困難な児童生徒や障害のある児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況等に応じて学用品費等の費用の一部の援助を行います。
担当課	学務課
目指す成果	すべての児童生徒が不自由なく安心して学校生活を送り学習できるよう支援を行います。

方向性 11
悩みを持つこどもや若者への支援

現状と課題

近年、こどもや若者を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、国際化、価値観の多様化など社会的背景により大きく変化してきました。このような社会の変化は、家庭、学校、職場、地域社会、情報通信環境の場といった、こどもや若者を取り巻く現下の状況にも影響を与え、大きく生活環境も変わってきています。不登校、いじめ、虐待、貧困などこどもや若者が有する問題は、多様な要因・背景があり、それらが複雑に絡み合った結果生じていることからも、問題へ対処するためには個別の支援だけではなく、総合的かつ連携した支援が求められています。

市が実施した「こどもの生活実態調査」「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、こどもや若者が悩んでいることとして「勉強や成績」「将来や進路」「収入や生活費」「友達との関係」「就職や職場」についてが多く挙げられており、抱える悩みは様々であることがうかがえます。悩みを抱える一方で、「悩みごとを誰かに相談するか」という問に対し、「相談できる人はいない」「誰にも相談しない」と答えた方が一定数いることからも、こどもや若者がひとりで様々な悩みを抱え込むことのないよう相談体制を充実させていくことが必要であると考えられます。

こどもや若者本人の希望を尊重しながら、丁寧に寄り添い、健康や日常生活、就労などそれぞれに必要な支援をしていく環境づくりが求められています。

取組の方針

児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、(中学校)全員担任制・(小学校)チーム指導、教育相談部会システムを柱として教育改革に取り組みます。児童生徒の悩みや困りごとなどの心の中の課題を受け止め、一人ひとりを複数の教員でしっかりと見守り、小さな変化にも気づいて寄り添える教育環境の確保、教育相談・支援体制の充実を小・中学校と教育委員会が一体となって推進します。これにより、いじめの未然防止や早期発見、不登校児童生徒への支援対応等、児童生徒が抱える問題に適切に対処できる環境を構築します。

また、学校や就労、家族関係のことなど、こどもや若者の抱える悩みや問題は多岐に渡っており、つらいことや苦しいことがあってもひとりで悩みを抱え、その悩みをどこに相談してよいか分からないということも起こりえます。こども・若者の自殺予防対策に向け、悩みや不安を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談機関についての情報発信を行うとともに、窓口や電話での相談対応の充実を図ります。

こどもまんなか指標

指 標	現状(R5)	目標値(R11)
ゲートキーパー※養成講座受講者数	75人	100人

※ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に寄り添い、声をかけ、必要な支援に繋げ、見守る人のこと。

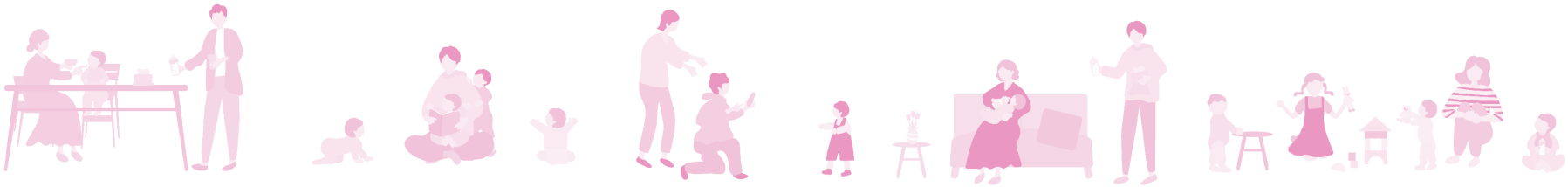

目指す未来4
すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う

個別の取組

主な取組61

こども大綱方針：1、2、3、4、6

SDGs：

事業所名	いじめ防止対策推進事業
事業内容	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応と経過観察までの一連の対応について学校へ指導助言を行い、学校におけるいじめ対策が実効的な機能を果たすよう努めます。
担当課	指導課(教育総合支援センター)
目指す成果	各学校において、いじめの未然防止に積極的に取り組むとともに、いじめ防止基本方針に則った迅速で適切な対応を目指します。また、全ての児童生徒にとって安全で、安心した学校生活を送ることができる環境を整えます。

主な取組62

こども大綱方針：1、2、3、4、6

SDGs：

事業所名	不登校児童生徒へのケア
事業内容	不登校で悩んでいる児童生徒やその保護者に対して教育相談や適応指導の場を設け、学校や関係機関との連携のもと一人ひとりに応じた多様な支援を行うように努めます。
担当課	指導課(教育総合支援センター)
目指す成果	教職員一人ひとりが児童生徒に対する共通理解の姿勢をもつとともに、専門家等を含めたチーム学校として、指導・援助を行う体制の充実を図ります。また、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開します。

主な取組63

こども大綱方針：1、3、4

SDGs：

事業所名	ぬくもり学習支援事業
事業内容	生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の小学校3年生から中学生までの児童・生徒に対し、毎週土曜日学習支援をはじめ、児童・生徒の悩みや進学に関する助言等を実施します。
担当課	社会福祉課
目指す成果	学習支援、児童・生徒の悩みや進学に関する助言等を行い、児童・生徒の学習習慣・生活習慣の擁立や学習意欲の向上を目指します。また、学習のみならずこどもの居場所とし、心の安定や社会性を育みます。

主な取組64

こども大綱方針：2、3、4、6

SDGs：

事業所名	青少年センター運営事業
事業内容	おおむね18歳未満の青少年やその保護者を対象に悩みの相談業務を行い、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、専門の相談機関と連携を図り、健全な育成を支援します。
担当課	子ども青少年課
目指す成果	青少年の悩み事を傾聴することで信頼関係を構築し、寄り添いながら将来や進路相談に応じます。

主な取組65

こども大綱方針 2、3、4、6

SDGs

事業所名	ほのぼの相談会
事業内容	こどもの心身の発達や養育に関する悩みや不安、就学や学校生活、特別支援教育に関する相談会を実施します。
担当課	指導課
目指す成果	こどもの発達や養育に関する悩みを抱える保護者からの相談を受けることで、こどもや保護者の不安を軽減し、必要に応じて幼稚園や保育所、小中学校につないで適切な支援を行います。

主な取組66

こども大綱方針 1、2、3、4、6

SDGs

事業所名	こども・若者の自殺予防
事業内容	「こころの健康相談」といった予約制の相談のほか、随時、電話や窓口での相談を実施します。また、一人ひとりの悩みに応じた相談対応ができるよう、「こころといのちの相談窓口一覧」を作成配布し、相談窓口体制の周知強化、充実に努めます。
担当課	保健センター　指導課（教育総合支援センター）
目指す成果	こどもや若者の様々な悩みに寄り添いながら、生きづらさを感じにくくなる地域社会の実現を目指します。

方向性 12
特別な支援を必要とするこどもや家庭へのサポート

現状と課題

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月末時点の手帳交付総数で5,809件となっており、年々増加傾向にあります。こどもにおいても発達の偏りや遅れの早期発見等の取組により、児童生徒数に対する特別支援学級在籍者の割合が増加傾向であることからも、障害福祉サービスの需要は今後も一層高まっていくと考えられます。

障害のあるこどもへの支援にあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら健やかな育成を支援することが必要となります。地域には障害者を支える様々な社会資源が存在していますが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分ではない場合があります。ライフステージや個々の発達に合わせて、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、障害のあるこどもや家庭への切れ目のない支援体制の充実に向けて整備を進めていくことが必要不可欠です。

あわせて、障害のあるこどもや若者、発達に特性のあるこどもや若者をはじめ、多様な特性やバックグラウンドを持つこどもや若者が、障害の有無等にかかわらず、ともに学び、安心して過ごすことのできる環境づくりを進めていくため、地域における支援体制の強化や保育所等における包容（インクルージョン）の推進が求められています。

取組の方針

障害のあるこどもやその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、多岐にわたる相談や情報提供などの支援を総合的に行う機関として「基幹相談支援センター」を令和6年4月1日に設置しました。基幹相談支援センターを地域の相談拠点として、地域の住民や関係機関との連携を通じ、生きづらさをを抱える障害のあるこどもやその家族を地域全体で支える環境づくりを進めていきます。

また、「こども発達センター」による障害児通所支援の提供を通じ、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、心身の状況や意向等を勘案した上で、関係機関と連携し一人ひとりに即した適切で切れ目のない支援へと繋げていくとともに、社会資源を効率的かつ効果的に利用することで支援の質の向上に努めます。

あわせて、障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが地域社会の一員として、ともに生活し成長できる共生社会を実現するという観点から、個々に応じて必要な環境や学びの場の整備・充実に向け、保育所等におけるインクルージョンを推進します。加えて、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援や学校教育への接続・移行に繋げるために就学相談を実施します。

こどもまんなか指標

指 標	現状(R5)	目標値(R11)
ペアレントメンター相談会への参加者数	14人	**30人**
基幹相談支援センターにおける相談件数	―	**1,000件**

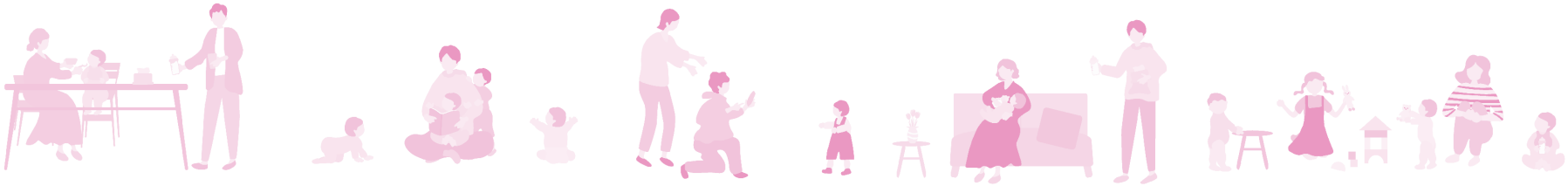

目指す未来4
すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う

個別の取組

主な取組67

こども大綱方針：1、3、4

SDGs：

事業所名	障害児やその家族への経済的サポート
事業内容	児童や児童を養育する保護者への手当をはじめとして、日常生活や社会生活を送る上で必要なサービスの提供や費用の一部の助成を行うことで、安定した生活を送ることができるよう支援します。
担当課	障害福祉課
目指す成果	障害児を監護している世帯への経済的負担軽減を図ります。

主な取組68

こども大綱方針：1、3、4、6

SDGs：

事業所名	ペアレントメンター事業
事業内容	障害児等の子育て経験のある保護者をペアレントメンター（親の良き相談相手としての親）として養成し、自らの経験や知識を活かし、相談援助や情報提供等を行います。
担当課	こども相談課
目指す成果	当事者視点での共感的な支援の提供により、障害児等の保護者の孤立感を防ぎ、エンパワメントを高めます。

主な取組69

こども大綱方針：1、3、4

SDGs：

事業所名	こども発達センター運営事業
事業内容	発達に心配のある未就学児童とその保護者を対象に、通所指導、専門職指導、及び相談といった障害児通所支援を通して、一人ひとりの強みを活かしたサポートを行います。
担当課	こども相談課
目指す成果	発達に心配のある未就学児童の身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにします。

主な取組70

こども大綱方針：1、3、4

SDGs：

事業所名	自立支援医療によるサポート（育成医療）
事業内容	身体に障害があり、手術等により確実に治療効果が期待できる児童に対し、早い時期に治療を受け、将来生活していくために必要な能力と機能を持てるよう、必要な医療費の一部を助成します。
担当課	障害福祉課
目指す成果	医療費の一部を助成することで、障害児を監護している世帯への経済的負担軽減を図ります。

主な取組71

こども大綱方針 1、2、3、4

SDGs

事業所名	基幹相談支援センター事業
事業内容	障害児者やその家族、及びその支援者等からの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
担当課	障害福祉課
目指す成果	障害児者やその家族の多様なニーズに応じた総合的な相談を提供することにより、障害児者が日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにします。

主な取組72

こども大綱方針 1、3、4、5

SDGs

事業所名	保育所等におけるインクルージョンの推進
事業内容	障害の有無にかかわらず、こどもたちが安心してともに過ごすことができるよう、支援を必要とするこどもに対して保育所等への訪問支援を通じて、集団生活適応のために専門的な指導を行うなど、支援体制を強化します。
担当課	保育課
目指す成果	保育所等への巡回支援の充実を図ることで、適切な職員配置を実施し、保育所等におけるインクルージョンを推進します。

主な取組73

こども大綱方針 1、3

SDGs

事業所名	医療的ケア児の保育事業
事業内容	医療的なケアが必要なこどもに対して受け入れが可能となるよう、保育に係る、看護師、加配保育士の配置や、医療的ケアに関する研修等を行い、保護者の負担軽減やレスパイト※の時間の確保に繋げます。
担当課	保育課
目指す成果	専門的支援が可能となるよう、適切な職員配置と医療的ケア児に関する研修を継続的に実施します。ガイドラインに沿って保育所等入所検討会議を開催し、保護者が安心してこどもを預けられるように努めます。

主な取組74

こども大綱方針 1、3

SDGs

事業所名	就学相談事業
事業内容	障害や発達の特性を早期に発見し、就学時に適正な支援・サービスが受けられるよう、就学前のこどもの発達や学校生活等における相談ができる体制を整えます。
担当課	指導課
目指す成果	就学前のこどもの発達や学校生活等における相談ができる体制を整え、早期からその発達に応じた必要な支援を学校や関係機関と連携し実施します。

※レスパイト…「休息」「息抜き」などの意味で、普段誰かのケアを行っている人が休めるよう支援すること。

目指す未来4
すべてのこどもや若者の不安や悩みにやさしく寄り添う

個別の取組

主な取組75

こども大綱方針	1、2、4	SDGs

事業所名	教育補助員の配置
事業内容	障害のある児童生徒が在籍する学校に対して教育補助員を配置し、児童生徒の生活介助を行います。
担当課	学務課
目指す成果	児童生徒の生活支援や介助、安全確保を行い、さまざまな違いを持つ人々が互いの人権と尊厳を尊重し合いながら生活できる学校環境を整えます。